

国家税務局：同期資料検査の展開に関する通知

国税函[2010]323号

各省、自治区、直轄市及び計画単列市国家税務局、地方税務局：

新企業所得税法及びその実施条例の実施を貫徹し、同期資料の管理を強化し、企業の同期資料準備のコンプライアンス状況及び存在する問題を把握するために、税務総局は全国で同期資料準備状況の抜き取り検査仕事を展開することを決定し、ここに具体的な要求を以下のように明確にする。

一、各省税務機関が本省同期資料の抜き取り検査仕事を組織し、抜き取り検査は2008と2009の両納税年度をカバーし、各地税務主管部門は企業の関連申告データに基づいて、年度別に本省の同期資料を準備すべき企業のリストを統計し、厳格に統計サンプリングの方法によってサンプル見本を抜き取り（各々の年度のサンプル量は全体の10%を下回ってはならない）、そしてサンプル企業の同期資料準備状況の検査を組織する。総局の定点連絡企業の同期資料の抜き取り検査仕事は税務総局大企業税収管理司が別途手配する。

二、各地税務機関は同期資料検査状況を年度別に《同期資料準備状況一覧表》（付属文書1を参照）に記入し、取り纏めた後に分析報告（分析報告見本は付属文書2を参照）を作成し、2010年10月31日以前にFTPを通じてまとめて税務総局（国際税務司）に報告送付する。

- 付録：1. _____年度同期資料準備状況一覧表（略）
2. _____年度同期資料準備状況分析報告見本（略）

国家税務総局

二〇一〇年七月十二日

（日綜（上海）投資諮詢有限公司／吳明憲）